

# 神戸市看護大学学内情報システム運用規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸市看護大学情報化推進委員会規程第2条の規定に基づき、神戸市看護大学(以下、「本学」という。)の学内情報システムを円滑に運用するために必要な事項を定める。

(学内情報システムの構成)

第2条 学内情報システムは、学内と学外の接続に関わる機器および学内のネットワークシステムに必要な機器より構成されるものとする。

(利用の原則)

第3条 学内情報システムの利用は、本学における教育、研究、学術情報サービスおよび事務処理上必要と認められる以下の項目に限るものとする。

- (1) 電子メールの送受信
- (2) Webページの閲覧、開設
- (3) ネットニュースの購読、投稿
- (4) その他情報センター長が認めた事項

(障害時の対応)

第4条 学内情報システムの利用者は、システムに障害が発生した場合には、直ちに情報センター長に報告し、その対処を願い出ることとする。

(利用者の資格)

第5条 学内情報システムを利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他情報センター長が認めた者

(利用資格の取得)

第6条 学内情報システムを利用する者は、別紙様式に従って、情報センター長に利用を申請し、学内情報システムへの接続許可を得なければならない。

(利用資格の停止または喪失)

第7条 利用者は、この規程及び別途定める内規等に基づき学内情報システムを利用しなければならない。

2 情報センター長は、Web利用において利用者がこの規程及び別途定める内規等に明らかに違反したと判断したときは、原則として、当該利用者へ改善または是正の勧告をおこなうことができる。ただし、緊急性があると判断したときは、当該利用者のウェブ・コンテンツを必要限度内で削除することを決定できる。また、その他の違反に対して学内情報システム接続の利用を制限することができる。

3 情報センター長は、前項に定める措置を講じた場合は、判断の具体的理由を正確かつ詳細に示し、当該利用者と情報化推進委員会へすみやかに提出しなければならない。

4 以下の各号に該当する場合は、利用者の利用資格は喪失するものとする。

- (1) 学生、教職員が本学の籍を失った場合
- (2) 情報センター長が認めた場合

(不服申立て)

第8条 第7条第2項に定める処分に異議のあるものは情報化推進委員会へ不服申立てを行うことができる。

第9条 情報化推進委員会は第7条第3項について、第8条による不服申立てがある場合とあわせてすみやかに審議し、その是非を決議しなければならない。

(学内情報システムの変更)

第10条 学内情報システムに変更を加えるときは、情報化推進委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成11年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月8日から施行する。